



バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税を減額

町では、一定の条件を満たすバリアフリー改修工事が行われた家屋の固定資産税額を3分の1減額します。住宅のバリアフリー改修を予定している方は、同制度をご利用ください。

◆対象となる工事

平成19年4月1日から22年3月31日までに行われたバリアフリー改修工事で、補助金や介護保険からの給付を差し引いて30万円以上の費用を要したものの

【改修工事の例】

廊下の拡幅、階段のこう配緩和、浴室・トイレの改良、手すり取り付け、引き戸への取り替えなど

◆対象となる条件

平成19年1月1日以前から存在する家屋で65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けた方、障害のある方が住んでいる住宅に限られます。

◆減額される期間および税額

改修工事を行った家屋に対し、工事が完了した翌年度1年分の固定資産税を3分の1減額します（100平方メートル相当分を限度とします）。

◆申請方法 改修工事終了後、役場税務会計課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入し提出

◆申請先・問い合わせ 役場税務会計課資産税担当（☎82-3111内線114）へどうぞ。

木造住宅を対象に耐震診断を行います

町では、建築してから一定期間を過ぎた木造住宅を対象に、耐震診断を実施します。

皆さんの住宅を県が認定した耐震診断士が調査し、耐震性能の総合的な評価を行います。

診断費用の一部を町が負担し、わずかな負担で診断を受けることができますので、いつ来るか分からない地震に備え、この機会に受けてみませんか。

受診を希望する方はお申し込みください。

◆対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての平屋または2階建ての木造住宅で、過去に耐震診断を受けたことがないもの

◆診断費用 3,000円（町が27,000円を負担）

◆募集戸数 10戸（定数になり次第締め切ります）

◆申込期限 7月31日

◆申込先・問い合わせ 役場地域整備課建築住宅担当（☎82-3111内線254）へどうぞ。

税制改正

地震保険料控除が新設されました



損害保険料控除が見直され、地震保険料控除が新しく設けられました。平成20年度分から、地震保険契約の損害保険料の2分の1を所得から控除できます（最高25,000円）。

これに伴い、短期損害保険料と長期損害保険料は所得控除の対象から外れます。ただし、平成18年末までに契約した長期損害保険の保険料についてはこれまでどおり損害保険料控除（最高10,000円）が受けられ、地震保険料控除と合わせると最高25,000円の控除が受けられます。

なお、19年以降に契約した地震保険契約を含まない長期損害保険料は所得控除の対象になりませんので、ご注意ください。

■主な改正内容

保険の種類	平成19年度まで	平成20年度以降
短期損害保険料	支払額に応じた一定の金額を控除	短期と長期を合わせて「損害保険料控除」の控除額となります
長期損害保険料	〃	18年末までに契約したものは控除対象
地震保険料	なし	支払額の2分の1を控除します

定率減税が6月から廃止されます

これまで景気対策として行われてきた定率減税が平成19年で廃止されます。

定率減税は、11年に当時の深刻な経済不況に対して景気対策として行われた特別の減税です。近年では国内での経済状況が改善してきており、引き続き景気回復が見込まれることから、18年に控除割合を半減し、19年に廃止するものです。

18年には所得税から税額の10%（最高125,000円）、個人住民税は7.5%（最高20,000円）が控除されていましたが、所得税は19年分から、個人住民税は19年6月分から同控除が廃止されます。

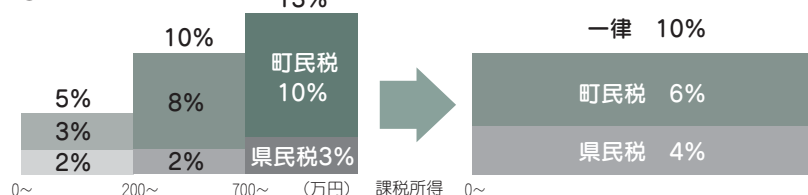
高齢者非課税措置が段階的に廃止

平成18年度分から、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する個人住民税の非課税措置が段階的に廃止されます。

昭和15年1月2日以前に生まれた方で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、個人住民税の所得割額、均等割額が18年度分は3分の2が減額されていました。今後、19年度には3分の1が減額となり、20年度からは全額が課税されます。

■主な改正内容

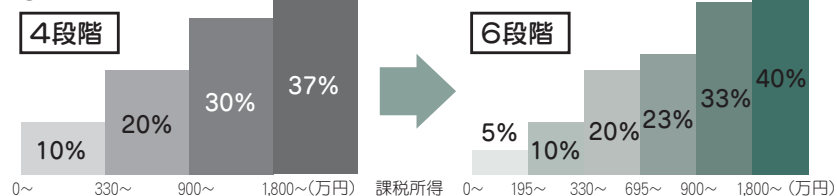
●個人住民税



改正前

改正後

●所得税



この改正は、三位一体改革の一環として国税の所得税から地方税の個人住民税へ3兆円規模の税源移譲が行われることによるものです。これまでの行政サービスはさまざまな理由から国からの補助金に頼っている分が大きく、補助金の使途には厳しい制約があるため、地域に見合ったサービスが提供できにくいなどの問題

税源移譲で変わることをお知らせしていますが、税制改正により、平成19年分からの所得税と、6月からの個人住民税の税率などが変わります。

税源移譲で変わることを

この改正は、三位一体改革の一環として国税の所得税から地方税の個人住民税へ3兆円規模の税源移譲が行われることによるものです。これまでの行政サービスはさまざまな理由から国からの補助金に頼っている分が大きく、補助金の使途には厳しい制約があるため、地域に見合ったサービスが提供できにくいなどの問題

住民税は一律10%に改正

今回の改正により、ほとんどの方は個人住民税が増額に、所得税が減額になります。しかし、住民税と所得税では基礎控除や扶養控除などの控除額に差があることから、皆さんの税負担額が変わらないようにさまざまな減額調整が行われています。今回の税源移譲による改正分については、住民税と所得税を合わせた年間の税負担が変わることはありません。

◆問い合わせ 役場税務会計課 町民税担当（☎82-3111内線111）へどうぞ。

がありました。

この税制改正で国から地方へ税源が移譲されることにより、地方自治体（県や市町村）の自主財源がより多く確保され、地方自治体が地域の実情に応じた自主的な行政サービスを提供できることが期待されています。

■年間税負担額の例

独身者の場合

（単位：円）

給与収入	所得税	住民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000

夫婦＋子供2人の場合

（単位：円）

給与収入	所得税	住民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000

※表内の税額は上段が改正前、下段が改正後です。

税制改正

6月から住民税が変わります



税源移譲